



三労発基 0308 第4号  
平成 29 年 3 月 8 日

建設業労働災害防止協会三重支部長 殿

三重労働局長



建設業における職長等及び安全衛生責任者の  
能力向上教育に準じた教育について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱（平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号）（以下「推進要綱」という。）別表の 2 の（3）及び（5）において示されているところですが、建設業における労働災害防止を推進する上で、職長等及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、今般、推進要綱に基づき、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育等の詳細について下記の通り定められましたので、了知いただくとともに、今後実施する当該教育について下記の沿った教育を実施するようお願いいたします。

また、当該能力向上教育を修了した者については、当該教育を修了した日から起算して概ね 5 年ごとに教育を受けるよう指導願います。

記

- 1 建設業に係る事業者は、職長等の職務に従事する者について、職長等の職務に従事することとなった後概ね 5 年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに、建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）を受けさせるものとする。また、安全衛生責任者の職務に従事する者についても、同様に安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を受けさせるものとする。
- 2 職長等能力向上教育のカリキュラムは、別添 1 によること。また、安全衛生責任者については職長が兼ねることが多いことから、建設業に従事する職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育（以下「職長・安全衛生責任者能力向上教育」という）として実施し、そのカリキュラムは別添 2 によること。

受付  
26  
29.3.10

3 安全衛生団体等が職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を行う場合は、次に掲げる者から講師を充てること。

(1)「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」(平成13年3月26日基発第177号)(以下「第177号通達」という。)の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

(2)「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」(平成18年5月12日付け基発第0512004号)による改正前の第177号通達(以下「旧第177号通達」という。)の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者(旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。)であって、第177号通達の別紙2の科目4の「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講した者

(3)建設業における安全衛生について、上記(1)(2)と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

なお、事業者が実施する職長等能力向上教育及び職長・安全衛生責任者能力向上教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

4 安全衛生団体等が実施するものにあつては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。なお、グループ演習を行う場合は、受講者を10人以下のグループに分けること。

5 平成26年度から平成28年度に実施された「建設業職長等指導力向上事業」による職長等の再教育は、別添1の教育と同等以上の教育とみなすこと。

6 安全衛生団体等が職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、5年以上保管すること。

(別添1)

建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育カリキュラム

科目	範囲	時間
職長等として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等の役割	90分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

(別添2)

建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の  
能力向上教育に準じた教育カリキュラム

科目	範囲	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 災害事例研究 ・ 危険予知活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

職長・安全衛生責任者能力向上教育がはじまります!!

## 職長・安全衛生責任者に対する 教育のご案内



職長等のキャリアアップ!!!

職長・安全衛生  
責任者教育  
(初任時)

職長・安全衛生  
責任者能力向上教育  
(定期：概ね5年毎)

定期

随時

定期

建災防は、優秀な職長等を育成するために、適時適切な安全衛生教育を提供し、職場の安全を確保すること、ひいては安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるための職長等のキャリアアップの後押しをいたします。



建設業労働災害防止協会

# 建災防では、職長及び安全衛生責任者のキャリアに応じた安全衛生教育

## 職長・安全衛生責任者能力向上教育

都道府県支部実施

概ね5年毎

社会経済情勢の変化や技術革新の急速な進展等により発生する新たな型の災害にも十分に対応できるよう、能力向上教育を受講しましょう。

本教育は、平成29年2月20日付け基発0220第4号「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」において示されたカリキュラムを踏まえた内容になっております。優秀な職長等を育成し、職場の安全を確保しましょう。



## 職長・安全衛生責任者教育

都道府県支部実施

建設現場の第一線の要である職長は、安全管理、品質管理、原価管理、工程管理などの職務を遂行する重要な役割を担うとともに、元請との安全衛生上の連絡・調整の役割を行う安全衛生責任者の役割を兼ねることが多くあるため、建災防では、平成18年5月12日付け基発第0512004号通達に基づき、建設業の実態に合わせた「職長・安全衛生責任者教育」を実施しています。

### 職長のためのリスクアセスメント教育

平成18年3月31日以前に職長教育もしくは職長・安全衛生責任者教育を受講された方は、職長のためのリスクアセスメント教育の受講をお勧めいたします。

## 安全優良職長厚生労働大臣顕彰

### 安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要一部抜粋）

#### 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

#### 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が10年以上あること
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上の災害が発生していないこと
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること

高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長に対して、平成28年度の安全優良職長厚生労働大臣顕彰式典において、143名の職長が懸賞されました。



一貫した体系のもとで実施しています。

## 職長・安全衛生責任者教育 講師養成講座（新 CFT 講座）

CPDS 認定講座

建設業安全衛生教育センター

職長・安全衛生責任者教育の講師については、平成 18 年 5 月 12 日付け基発第 0512004 号で定められており、本教育は、職長・安全衛生責任者教育を行う講師を養成する講座です。

また、当該講座修了者は職長・安全衛生責任者能力向上教育の講師も行うことができます。

千葉県佐倉市にある建設業安全衛生教育センターで開催しており、企業における職長・安全衛生責任者教育及び職長・安全衛生責任者能力向上教育の定着と推進を図っています。

講師

講師

### 職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修

平成 18 年 3 月 31 日以前に職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を受講された方は、職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修の受講をお勧めいたします。

建災防では、これらの各種テキスト等を用いて  
職長等関連の教育を行っています。



安全衛生 DVD  
専門工事の安全衛生シリーズ

- ・ 型枠大工工事編
  - ・ 電気工事編
  - ・ 左官工事編
  - ・ 塗装工事編
  - ・ とび工事編
  - ・ 管工事編
  - ・ 鉄筋工事編
  - ・ 造園工事編
- など



## 建災防が行う各種教育は、

### 講師

法令が求める講師資格を満たしていることは勿論、労働安全衛生法令の専門家や、作業経験の豊富な講師陣を揃えています。さらに、講師に対して建災防内部の研修会を行うなど、教育水準の向上に努めています。

### 教材

独自に開発したテキストを用い、教育内容によっては、視聴覚教材（DVD）を活用するなど、わかりやすい教育を提供するよう努めています。

### 教育

法令の趣旨に十分沿った内容で実施します。  
先進的な安全衛生情報をいち早く収集できる立場から教育効果の高い内容を提供できます。

### 修了証

修了者帳簿を永年保存しておりますので、万が一、修了証を紛失した場合でも、修了証の再交付が可能です。

### 都道府県支部

「職長・安全衛生責任者教育」並びに「職長・安全衛生責任者能力向上教育」は、都道府県支部で開催しております。

ご依頼により、企業に支部が出向いて実施することも可能ですので、受講料等と併せまして、各支部にお問い合わせください。

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-261-6187	石川	076-244-7146	岡山	086-225-4132
青森	017-773-6200	福井	0776-24-1197	広島	082-228-8250
岩手	019-623-4411	山梨	055-221-6810	山口	083-924-3743
宮城	022-224-1797	長野	026-228-7200	徳島	086-622-3113
秋田	018-823-5499	岐阜	058-276-3743	香川	087-821-5243
山形	023-642-3033	静岡	054-255-1080	愛媛	089-943-5330
福島	024-522-2266	愛知	052-242-4441	高知	088-822-0321
茨城	029-300-4638	三重	059-227-5922	福岡	092-483-5101
栃木	028-639-3133	滋賀	077-522-3232	佐賀	0952-26-2779
群馬	027-252-1669	京都	075-231-6587	長崎	095-820-7755
埼玉	048-862-2542	大阪	06-6941-2961	熊本	096-371-3700
千葉	043-225-6524	兵庫	078-997-2323	大分	097-538-0745
東京	03-3551-5372	奈良	0742-22-3345	宮崎	0985-20-8610
神奈川	045-201-8456	和歌山	073-436-1327	鹿児島	099-257-9211
新潟	025-285-7141	鳥取	0857-24-2281	沖縄	098-876-5273
富山	076-478-4900	島根	0852-21-9004		

### 建設業安全衛生教育センター

〒285-0003  
千葉県佐倉市飯野 852  
TEL : 043-486-1321  
FAX : 043-486-7341

